

# 水平連携について

平成29年9月27日  
平成29年度 第4回消防力強化のための勉強会

- ① 特殊救助災害に対する新たな部隊創設
- ② 119番通報同時通訳サービスの共同購入
- ③ 特殊車両の共同購入、共同運用
- ④ 指令業務の共同運用の推進
- ⑤ 消防本部間の人事交流の推進
- ⑥ 消防車両の機関員養成
- ⑦ 派遣型指導要員によるOJTの実施
- ⑧ 緊急消防援助隊大阪府大隊の活動体制



## 【取組の効果】

### ○特殊救助災害への対応力の強化

- ・部隊の事前編成により、役割を明確化することで、周辺地域からの救助・救急隊の迅速な駆けつけを実現（出場調整の簡略化、特殊災害対応発生時に求められる初動対応体制の強化）
- ・災害対応能力の向上（市町村の域を越えた府域全体の危機管理対応の実現、訓練による連携力の強化）
- ・市町村消防に散在する高度資機材の有効活用（資源の集中投入）

## 2 119番通報同時通訳サービスの共同導入【救急】【短期】

\* 訪日外国人が増加する中、日本語を話せない外国人による119番通報に的確に対応していくことが必要。小～中規模本部では、外国語での入電件数は多くなく、単独本部での導入は困難であることから、府域全体で通訳サービスを共同で導入

### 【事業内容】

○119番通報の同時通訳サービスの府内本部で費用を分担し、府内共同導入を図る。

※国は、都道府県単位で、複数の消防本部が共同で導入することを推奨

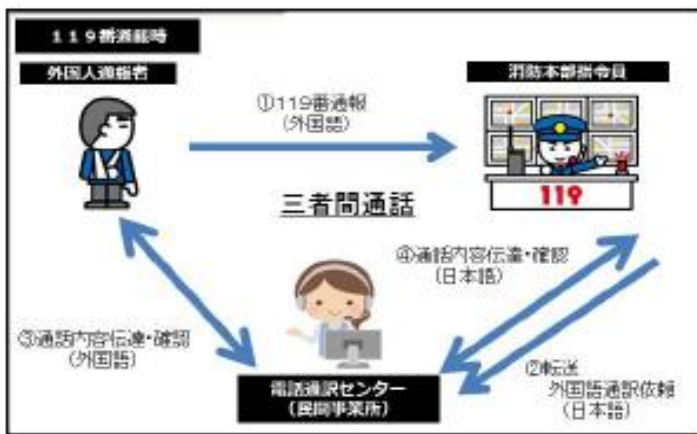
(国目標：2020年に全国で100%の導入を目指す)

※平成29年度より導入に関する経費について市町村へ地方交付税措置

(消防庁・救急課長通知 消防消第8号 平成29年1月25日)

(参考)

- ・全国での導入率 (306/1690市町村；18%) 2016年度
- ・府内での導入率 (13%) 2017年6月現在



119番通報、現場の両方で訪日外国人をサポート

### 【役割分担】

大阪府	消防機関
現行受託業者等の意向確認/契約主体・手法の検討	管内のニーズの把握/分担金等予算の確保

### 【取組の効果】

- 小規模本部も含め、府内全域で24時間365日、多言語による外国人対応が可能となる。
- 府内共同導入により、スケールメリットによるコストダウンが見込まれる。

項目	内容
名称	119番通報等に係る多言語電話通訳業務
期間	平成〇年4月1日 ～ 平成〇年3月31日
対象	府域全域 300件程度(想定)
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間365日対応で、外国人(観光客を想定)の119番通報に対し、消防の司令センター又は災害現場との間に多言語電話通訳業務を実施</li> <li>・英語、中国語、韓国(朝鮮)語、スペイン語及びポルトガル語(フランス語、ドイツ語は別途相談)</li> <li>・専用回線1回線以上、同時に2通話以上可能な体制とする</li> </ul>

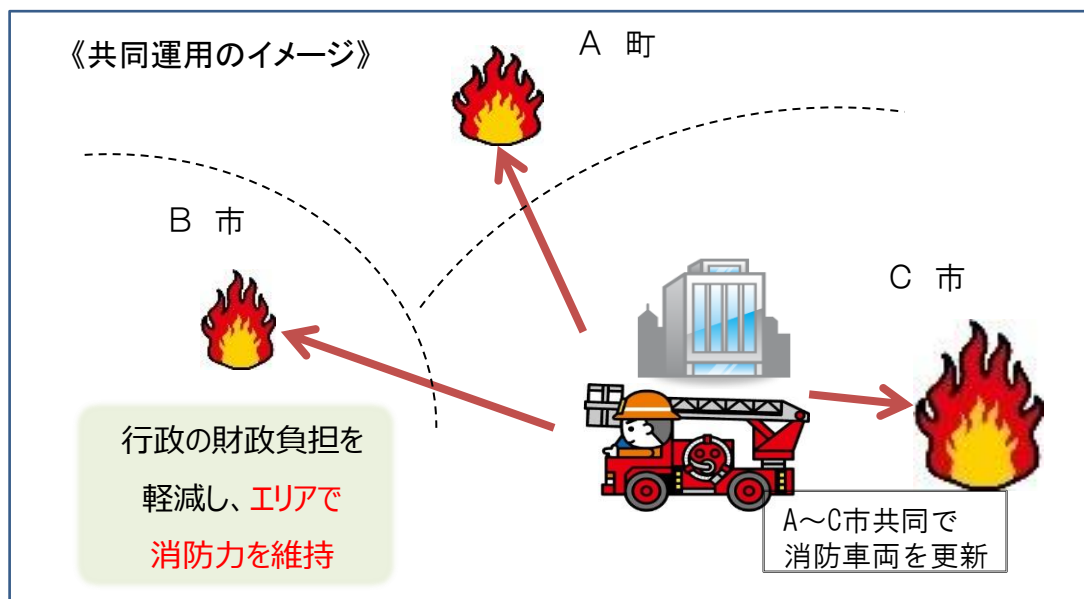
### 3 特殊車両等の共同購入、共同運用【資機材】【中長期】

\* 行政の投資余力が減少する中、はしご車や特殊災害車両等、出勤頻度の高い車両は、一定の圏域内で共同して整備し、圏内の事案に対し出動する体制とすることによって、車両の購入費・維持管理費を効率化

\* また複数の消防本部で共同整備することで、より高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上にも期待

#### 【事業内容】

- 高額な特殊車両については、その一方で、出勤頻度が少ないため、費用対効果の課題あり
- 府内もしくはブロック内の近隣市町村で共同運用が可能であれば、効率的
- ポンプ車等も府内で統一的な仕様ができれば、経費が削減可能



#### 【役割分担】

大阪府	消防機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各消防本部の更新時期、配置箇所の確認、消防本部の更新意向等を取りまとめ（市町村のマッチングをサポート）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場到着時間等から共同運用で効果の期待できる署所の把握</li> <li>・共同購入、運用の際の協定等作成</li> </ul>

#### 【取組の効果】

- 共同購入や共同運用により、財政的な費用の低減効果は想定される。
- 現状、特殊車両が不足する事態には、応援協定で対応しているが、費用負担での公平性に欠けているので、共同運用等で、別途費用負担のルールが成立することは、望ましい。





## 4 指令業務の共同運用の推進【資機材】【中長期】

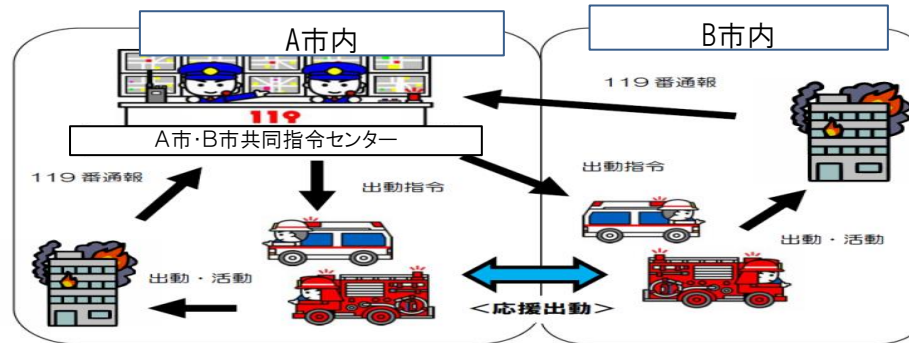
\* 火災や救急・救助活動は、迅速な初動対応が極めて重要。一つの消防本部で対応出来ない事案発生時には、指令を共同化することで、迅速な活動を推進

### 【事業内容】

○新通信指令センターの整備

(指令系システム整備費用、指令システムと連携する業務システム整備費用、各消防車両と指令システム

を繋ぐ動態管理などを行う車載端末費用、指令システムと連携した災害報告、予防情報などを取り扱うワークステーション（業務端末）費用)



各消防本部での119番通報を共同運用することで災害情報を一元的に把握し、効率的・効果的な応援体制が確立

※自動応援出動を行うことで、地域の消防体制の向上に一層寄与

※できる限り広域的な範囲での共同運用を目指すことが必要

### 【役割分担】

大阪府	消防機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備費用支援スキームの提案、国への要望（検討中）</li> <li>・共同実施を目指した府内市町村のコーディネート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指令センターの整備スペースの提供</li> <li>・指令センターの設計・施工、運用（指令要員の配置）</li> <li>・整備費用の負担</li> <li>・共同実施に向けた課題、システム機能等の検討</li> <li>・更新時期の合致や事後参画意思の調整・検討</li> </ul>

### 【取組の効果】

○指令の共同化により、迅速な消火・救急・救助活動が可能

(各消防本部での119番通報を一括管理。当該消防本部への指令と他本部への応援要請が同時に可能)

⇒消防活動は初動活動が肝要。指令の一本化により応援出動が可能となり被害拡大の防止とより多く人命救助が期待

○指令の共同運用とスリム化により、現場要員が増強

○経費節減 ▲●億円（個別で整備する場合との比較／府内本部のシステムの高度化・高機能化が、単独で実施するよりも安価で可能）



## 5 消防本部間の人事交流の推進【人材育成】【中期】

\* 予防の強化や指導者不足など本部として必要なノウハウ、人材は多種多様であることから、府内消防本部の連携を強化するためには、消防本部間の人事交流が必要

### 【事業内容】

- 消防職員の人事交流をコーディネート
  - ・府内消防本部の派遣、受入ニーズの把握
  - ・消防本部間のマッチング調整



### 【役割分担】

大阪府	消防機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度創設（要綱設置、庁内調整など）、コーディネート窓口の設置</li> <li>・運用（ニーズ把握、マッチング）</li> <li>※必要に応じ府も人事交流を実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防吏員の派遣と受入の人事的対応（身分、給与、待遇、交流時期等の調整）</li> </ul>

### 【取組の効果】

- 多様な現場経験を積むことで若手消防職員の知識・技術の共有が図られ、相互交流による職員相互の連帯感を醸成  
⇒緊急消防援助隊大阪府大隊として大規模災害時等における対応能力UPを促す

## 6 消防車両の機関員(運転・操作員)養成【人員・人材】【中期】

\* ベテラン機関員の退職により、若年層職員の間機関員養成（運転技術）が課題。  
 効率的かつ効果的に一括して機関員を養成する環境を整備し、緊急車両の安全運行を推進

### 【事業内容】

- 運転技術の向上が課題となっており、現に接触事故等が頻発
- 指導教育を受けた指導員による専用コース等を用いての運転実技や緊急走行要領等の講習を、府内若しくはブロック単位で一括指導する体制を構築

機関員  
養成教習中



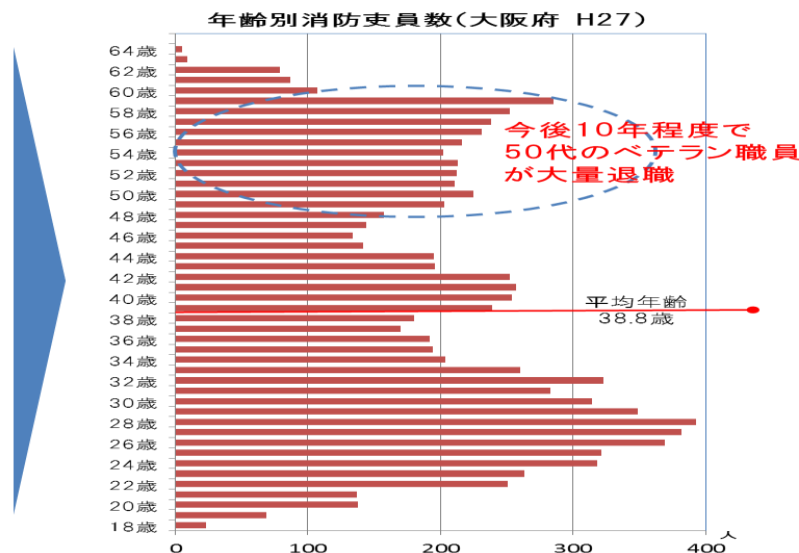
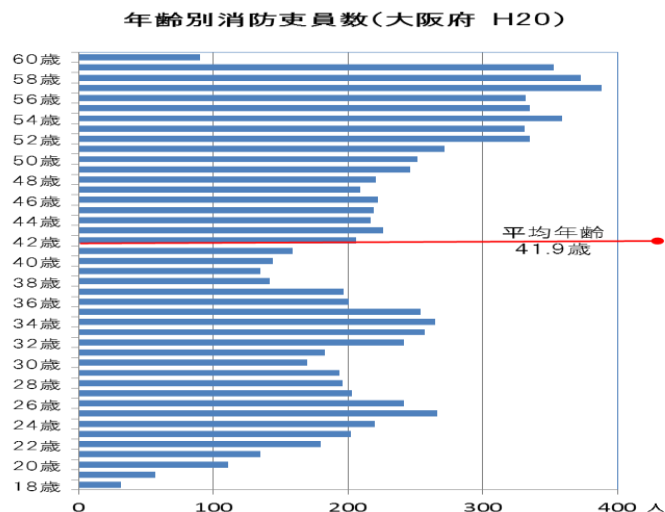
大阪府	消防機関
養成可能な施設や講座研修の検討	技能向上対象の把握 免許取得費用、研修費用の予算化

### 【取組の効果】

- 技術の向上を効率的に行う事で、事故等の減少につながる
- 府内消防機関統一で、機関員養成マニュアルを作成し、機関員指導職員を増員する

(参考) 消防職員の年齢構成の変化

※「消防防災・震災対策現況調査」により作成



## 7 派遣型指導要員によるOJTの実施【人員・人材】【短～中期】

\* 消防力はマンパワー。大阪府全域での人材育成により、消防職員のレベルアップが不可欠。派遣型指導要員を消防学校に配置し、現場での実施指導等を行う

### 【事業内容】

#### ○派遣型指導要員の配置

- ・消防学校教官が各本部へ巡回し、若年層への指導
- ・実施指導：火災現場での調査指導／違反是正の現地指導／指導救命士の同乗実習／立入検査への同行 など
- ・研修実施責任者研修：中堅職員に対する、若年層への指導方法などの集合研修

### 府立消防学校

## 派遣型指導要員の配置

(指導救命士)  
特別救急指導員



(違反是正)  
高度予防指導員



(火災調査)  
特別調査鑑識員



府内本部から指導的役割を担う人材を受入れ

更なる  
一体的運用

### 高度専門教育訓練センター

## 専門的教育の一層の充実

- ・国告示に基づく専科教育など、府の既存事業を新たに担当
- ・府内ニーズに応じた新たな高度・専門的な研修メニュー
- ・移動式模擬家屋などの新たな訓練施設の有効活用

## OJT

### ① 実地指導

- ・火災現場での調査指導
- ・違反是正の現地指導
- ・指導救命士の同乗実習
- ・立入検査への同行 など

### ② 巡回研修

- ・府内レベルのボトムアップ
- ・事例等の共有
- ・タイムリーな指導

## 集合研修

- ・知識、技術の共有・研鑽
- ・実践的訓練研修の実施  
(機会の拡充)

## 【役割分担】

大阪府	消防機関
・派遣型指導要員の配置（消防学校に受入体制を整備） ・指導（研修）カリキュラムの作成	・指導的役割を果たす消防吏員の消防学校への派遣（人的支援）※消防OBの活用も視野

## 【取組の効果】

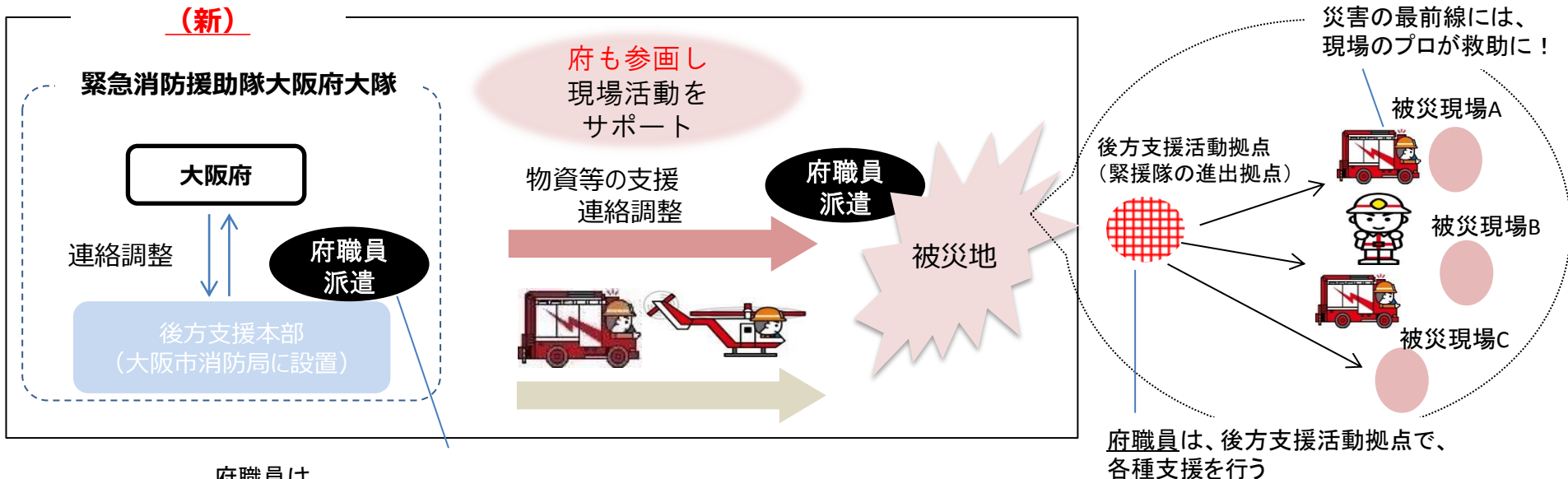
- 消防吏員の技術力向上（OB職員の持つノウハウの伝承、小規模消防本部等の消防吏員の技術力UP）  
⇒違反是正、立入調査の実施率向上などにより、火災の未然防止、被害拡大防止等に寄与
- 現場職員の充足による、消防体制の維持⇒研修参加期間の欠員がなくなり、OJTによる底上げが可能。

## 8 緊急消防援助隊大阪府大隊の活動支援体制の強化【大規模災害】【短期】

\* 大規模災害時に円滑な消防活動をするためには、大阪府と消防機関による活動支援体制の強化が必要。大阪府が緊急消防援助隊の後方支援活動をサポートすることで、現場活動力をUP

### 【事業内容】

- 西日本を中心とした大規模災害等の際、緊急消防援助隊大阪府大隊として出動する際の大阪府と大阪府大隊との連携強化（府職員のリエゾン派遣、大阪府大隊で活動する消防職員の活動支援）



府職員は、

- ・被災府県との連絡調整
- ・現地の後方支援活動拠点からのリクエスト(物資等)への対応
- ・隊員の輸送手段の確保(フェリーなど)等を行う

### 【役割分担】

大阪府	消防機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪市消防局へリエゾン職員派遣</li> <li>・被災地の後方支援活動拠点へ職員派遣</li> <li>・府大隊への各種支援</li> <li>・フェリーなどの隊員輸送手段の確保 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府大隊として被災地での救助活動の実施（消防職員、資機材等）</li> </ul>

## 【取組の効果】

### ○府の支援拡充による大阪府大隊の活動力強化

- ・後方支援の充実により、最先端の現場で活動する消防職員の活動力がアップ  
⇒消防職員が現場活動に専念でき、効率的な救助活動が可能となり、より多くの人命救助に寄与

### ○大阪府と大阪府大隊の連携による士気及び団結力がアップ

#### ※緊急消防援助隊

- ・阪神・淡路大震災での教訓等を踏まえ、全国の消防機関相互による広域消防応援制度として「緊急消防援助隊」を平成7年度に整備（全国で5,658隊、大阪府は262隊（平成29年4月1日現在））

#### ・大阪府からの主な派遣実績

東日本大震災（平成23年3月）	287隊	1,092名	広島市大雨による土砂災害（平成26年8月）	1隊	7名
熊本県地震（平成28年4月）	169隊	560名	九州北部豪雨災害（平成29年7月）	1隊	6名

# 消防の連携・協力に関する事業に対する財政支援措置

《市町村の消防の連携・協力に関する基本指針》 平成29年4月1日付け消防消第59号消防庁長官通知「消防の連携・協力の推進について」

(ウ)消防庁の役割

消防の連携・協力を行う地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、次の財政措置を講じる。

- ・ 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する高機能消防指令センターの整備・改修について緊急防災・減災事業債の対象とする。

緊急防災・減災事業債 100%
(交付税算入率 70%)

- ・ 連携・協力を行う市町村が、連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備について防災対策事業債の対象とする。

防災対策事業債 75%	一般財源
(交付税算入率 30%)	25%

《平成29年度地方債についての質疑応答集(抜粋)》 平成29年4月3日付け総務省自治財政局地方債課事務連絡

【防災対策事業債(緊急防災・減災事業債にも該当する事業に係る取扱いは共通)】

Q11-3 「消防広域化及び消防の連携・協力関連事業」は、具体的にどのような事業が対象か

A11-3

- 運用要綱(ウ)の「消防の連携・協力関連事業」について、連携・協力実施計画に基づき実施するものについては、連携・協力の実施前に着手するものについても対象。運用要綱(ウ)dのうち高機能消防指令センターについては連携・協力実施計画に位置付けた後、10年度以内に完了する事業、消防用車両等については5年度以内に完了する事業が対象となる。
- 消防用車両等の共同整備とは、複数の消防本部の管轄区域を出動範囲とする車両を共同で整備することであり、複数の車両を同時に共同で整備した後に、各車両については各々の消防本部が所有し、当該車両の出動範囲が個別の消防本部の管轄区域内にとどまる場合は対象とならない。複数の消防本部のうち一つの消防本部が車両を購入、所有し、他の消防本部は負担金を支出する場合等、共同整備された車両を共有しない場合であっても、当該車両の出動範囲が、複数の消防本部の管轄区域にわたるものである場合は、対象となる。